

## 認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業

はいかいをする可能性がある認知症高齢者及び、若年性認知症の方を介護している家族に対し、電話やインターネットにより高齢者等の所在を確認できる端末を貸与します。

---

### 1 対象者

認知症高齢者及び若年性認知症の方を介護している家族の方

### 2 事業内容

介護を受けている認知症高齢者及び若年性認知症の方へ、位置情報端末の貸与を行います。

～このようなとき、役立ちます～

介護を受けている方が行方不明となった場合、以下の方法により位置情報の提供や保護の要請をすることができます。なお、利用料がかかりますので御注意ください。

- ① 電話やインターネットによる位置情報の提供ができます。

### 3 利用者負担額

(1)初期登録費用、月額基本料金

無料（市が負担します。）

(2)位置情報の確認

- ① 電話の場合（オペレーター対応）：1回 200円（税別）
- ② インターネットの場合：1回 100円（税別。毎月2回まで無料。）

### 4 申請手続きについて

「認知症高齢者等位置情報探索機器貸与事業利用申請書」を下記へ御提出ください。

- ・郡山市地域包括ケア推進課
- ・市内の各行政センター
- ・市内の各地域包括支援センター
- ・担当ケアマネジャー

※所定の審査の結果、貸与できない場合があります。

## 探索機器



### <セット内容>

- ・本体・充電ケーブル・説明書
- ・端末カバー（ベルトクリップ付き）
- ・シリコン製端末カバー
- ・ストラップ



重さ  
約 42 g

### <GPS本体>

- ・サイズ：縦 4.0×横 4.7×厚さ 1.7 cm

## 利用開始後、申請内容に変更があったとき

○利用開始後、住所や緊急連絡先に変更が生じる場合は、変更届の提出が必要です。

詳細は下記のお問い合わせ先までお尋ね下さい。

## 端末を使用しなくなったとき

○端末機を利用しなくなった場合は、端末本体の返却と、廃止届の提出が必要です。

→端末機を紛失した場合、実費弁償となりますのでご注意ください。

○端末本体と利用中止届出書を持参の上、地域包括ケア推進課までお越し下さい。

お問い合わせ先

郡山市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 電話：024-924-3561